

総社市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第7号

総社市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

総社市体育施設条例施行規則（令和元年総社市規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(使用料の減免) 第2条 条例第13条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。		(使用料の減免) 第2条 条例第13条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。	
区分	利用内容	区分	利用内容
施設使用料 (条例別表第1～第8)	略	施設使用料 (条例別表第1～第8)	略
	<u>市内の団体（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童若しくは学齢生徒又は児童のみで構成されたものに限る。）が教育上の目的で使用するとき。</u>		<u>市内の中学生、小学生又は児童の団体が教育上の目的で使用するとき。</u>
	略		略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。